

松阪市社会福祉大会の表彰等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松阪市社会福祉大会（以下「福祉大会」という。）において、松阪市長（以下「市長」という。）、社会福祉法人松阪市社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）及び社会福祉法人三重県共同募金会松阪市共同募金委員会会長（以下「共同募金委員会会長」という。）の三者が、社会福祉関係者等の功績顕著な者に対し、表彰及び感謝（以下「表彰等」という。）を行うことについて定めるものとする。

(表彰審査委員会)

第2条 表彰等を審査するため松阪市社会福祉大会表彰等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の委員は、松阪市関係部課長、社会福祉法人三重県共同募金会松阪市共同募金委員会（以下「共同募金委員会」という。）会長、松阪市民生委員・児童委員協議会連合会理事、松阪市ボランティア連絡協議会理事、社会福祉法人松阪市社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長及び副会長（別表）をもって構成する。

3 審査委員会の委員長は、社協会長がこれにあたり、その議長となる。

(表彰等)

第3条 表彰等の種類は、次のとおりとする。

(1) 市長特別表彰

ア 自治会長、民生委員児童委員又は保護司の職にあつて、その在職期間が25年であり功績顕著な者

イ 社会福祉事業共助者又は団体として社会福祉事業に貢献し、その活動期間が25年であり功績顕著な者（一日里親を含む。）

(2) 市長表彰

ア 自治会長、民生委員児童委員、保護司、社会福祉施設職員又は各種福祉関係相談員等の職にあつて、その在職期間が20年であり功績顕著な者

イ 社会福祉事業共助者又は団体として社会福祉事業に貢献し、その活動期間が20年であり功績顕著な者（一日里親を含む。）

(3) 市長感謝

ア 自治会長、民生委員児童委員、保護司、社会福祉施設職員又は各種福祉関係相談員等の職にあつて、その在職期間が15年であり功績顕著な者

イ 社会福祉事業共助者又は団体として社会福祉事業に貢献し、その活動期間が15年であり功績顕著な者（一日里親を含む。）

ウ 松阪市が、社会福祉事業のために受けた1回の寄付が50万円相当額以上又は5年以上継続して寄付を受け、その累計額が50万円相当額以上となったときの個人又は団体

(4) 社協会長表彰

ア 自治会長、民生委員児童委員、保護司、社会福祉施設職員又は各種福祉関係相談員等の職にあって、その在職期間が10年であり功績顕著な者

イ 社会福祉事業共助者又は団体として社会福祉事業に貢献し、その活動期間が10年であり功績顕著な者（一日里親を含む。）

(5) 社協会長特別感謝

社協が、社会福祉事業のために受けた1回の寄付が10万円相当額以上又は10年以上継続して寄付を受け、その累計額が10万円相当額以上となったときの個人又は団体

(6) 社協会長感謝

ア 社協が、社会福祉事業のために1回5万円相当額以上の寄付を受けた個人又は団体

イ 社協の賛助会員として、賛助会費を5口以上、5年以上継続して納入した個人又は団体

ウ 在宅介護者（在宅において、歩行が困難で常時臥床し、家族等の介護が必要な高齢者及び障がい者を介護している者、又は在宅において、認知症等で家族の見守りや介護が必要な高齢者を介護している者）で、介護期間が5年以上であり、献身的に介護に努めている者

(7) 共同募金委員会会長感謝

ア 共同募金運動の推進に貢献し、その功績顕著な者、又は長期にわたり協力援助した地区、団体であり功績顕著な者

イ 共同募金運動に5万円以上の募金を行った個人、又は10万円以上の募金を行った団体

2 前項各号において、過去に表彰等を受けた者は、除外するものとする。ただし、表彰等がそれぞれ異なる場合及び前項(3)、(5)、(6)、(7)の寄付又は募金等を行った場合はこの限りでない。

(表彰等候補者の推薦)

第4条 表彰等の候補者を推薦しようとする関係機関は、前条第1項に該当すると認められる者がいるとき、松阪市社会福祉大会表彰等候補者推薦書（以下「推薦書」という。）により表彰等候補者の推薦を行うものとする。（別に定める推薦書様式による。）

2 表彰等候補者の推薦の基準日は、当該年度の8月1日とする。

(表彰等の決定)

第 5 条 審査委員会は、前条に基づき提出された推薦書により審査を行い表彰等を決定するものとする。

2 当該年度において表彰等候補者が、審査の結果、表彰等の対象が重複となった場合は、第 3 条第 1 項の (1) から順に決定し、重複決定は行ないものとする。

3 審査委員会で表彰等が決定されたときは、社協会長にその結果を通知するものとする。

4 社協会長は、審査委員会での決定について、すみやかに表彰等候補者に通知しなければならない。

(表彰等の取消し)

第 6 条 表彰された者が、著しくその品位を汚す行為があった場合は、当該表彰等を取り消すことができるものとする。

(処務)

第 7 条 この要綱にかかる処務は、松阪市地域福祉課、共同募金委員会及び社協が行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行し、同年 1 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行し、同年 8 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和元年 7 月 12 日から施行する。

別表（第2条関係）

松阪市社会福祉大会表彰審査委員会委員役職名

	機 関 名	役 職 名
1	松阪市	福祉事務所長
2	松阪市	地域福祉課長
3	松阪市	障がい福祉課長
4	松阪市	介護保険課長
5	松阪市	高齢者支援課長
6	松阪市	こども未来課長
7	社会福祉法人三重県共同募金会松阪市共同募金委員会	会長
8	松阪市民生委員・児童委員協議会連合会	理事
9	松阪市ボランティア連絡協議会	理事
10	社会福祉法人松阪市社会福祉協議会	会長
11	社会福祉法人松阪市社会福祉協議会	副会長
12	社会福祉法人松阪市社会福祉協議会	副会長

別表（第4条関係）

松阪市社会福祉大会表彰候補者推薦書様式一覧表

様式No.	推薦事由	表彰項目
様式 I -1	（ 自治会長 ・ 民生委員・児童委員 ・ 保護司 ・ 一里親 ）	市長特別表彰候補者推薦書（在職期間 25 年）
様式 I -2	（ 共助者【個人】 ）	市長特別表彰候補者推薦書（活動期間 25 年）
様式 I -3	（ 共助者【団体】 ）	市長特別表彰候補者推薦書（活動期間 25 年）
様式 II -1	（ 自治会長 ・ 民生委員・児童委員 ・ 保護司 ・ 一里親 ）	市長表彰候補者推薦書（在職期間 20 年）
様式 II -2	（ 社会福祉施設職員 ）	市長表彰候補者推薦書（在職期間 20 年）
様式 II -3	（ 相談員等 ）	市長表彰候補者推薦書（在職期間 20 年）
様式 II -4	（ 共助者【個人】 ）	市長表彰候補者推薦書（活動期間 20 年）
様式 II -5	（ 共助者【団体】 ）	市長表彰候補者推薦書（活動期間 20 年）
様式 III -1	（ 自治会長 ・ 民生委員・児童委員 ・ 保護司 ・ 一里親 ）	市長感謝候補者推薦書（在職期間 15 年）
様式 III -2	（ 社会福祉施設職員 ）	市長感謝候補者推薦書（在職期間 15 年）
様式 III -3	（ 相談員等 ）	市長感謝候補者推薦書（在職期間 15 年）
様式 III -4	（ 共助者【個人】 ）	市長感謝候補者推薦書（活動期間 15 年）
様式 III -5	（ 共助者【団体】 ）	市長感謝候補者推薦書（活動期間 15 年）
様式 III -6	（ 寄付 ）	市長感謝候補者推薦書（寄付 50 万円相当額以上）
様式 III -7	（ 継続寄付 ）	市長感謝候補者推薦書（継続寄付 5 年、累計額 50 万円相当額以上）
様式 IV -1	（ 自治会長 ・ 民生委員・児童委員 ・ 保護司 ・ 一里親 ）	社協会長表彰候補者推薦書（在職期間 10 年）
様式 IV -2	（ 社会福祉施設職員 ）	社協会長表彰候補者推薦書（在職期間 10 年）
様式 IV -3	（ 相談員等 ）	社協会長表彰候補者推薦書（在職期間 10 年）
様式 IV -4	（ 共助者【個人】 ）	社協会長表彰候補者推薦書（活動期間 10 年）
様式 IV -5	（ 共助者【団体】 ）	社協会長表彰候補者推薦書（活動期間 10 年）

様式No.	推薦事由	表彰項目
様式V-1	(寄付)	社協会長特別感謝候補者推薦書 (寄付 10万円相当額以上)
様式V-2	(継続寄付)	社協会長特別感謝候補者推薦書 (継続寄付 10年、累計額 10万円相当額以上)
様式VI-1	(寄付)	社協会長感謝候補者推薦書 (寄付 5万円相当額以上)
様式VI-2	(賛助会員【個人】)	社協会長感謝候補者推薦書 (継続賛助会員【個人】 5年、5口以上)
様式VI-3	(賛助会員【団体】)	社協会長感謝候補者推薦書 (継続賛助会員【団体】 5年、5口以上)
様式VI-4	(在宅介護者)	社協会長感謝候補者推薦書 (5年)
様式VII-1	(共同募金功労者)	共同募金委員会会長感謝候補者推薦書
様式VII-2	(共同募金功労団体・地区)	共同募金委員会会長感謝候補者推薦書
様式VII-3	(募金)	共同募金委員会会長感謝候補者推薦書 (募金 【個人】 5万円以上 【団体】 10万円以上)